

令和6年度 甲良町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！(最大60万円)



1. 補助対象

1. 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻し入籍した世帯で、町内に住所を有していること。
 2. ご夫婦の所得を合算して500万円未満^(注)であること。
- *奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
3. ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
 4. 町税等に滞納が無い世帯であること。
 5. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
 6. 過去にこの制度に基づく補助等を受けていないこと。
 7. 新居となる住居が町内にあること。

⇒以上7つ全てに「当てはまる」方は、補助の対象となります。

2. 対象となる費用

◇新居の住居費

①新居の購入費

②新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

*対象となる住居が町内にあること

①～②を合わせて
1世帯あたり
最大60万円です。

3. 申請方法



必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、
直接申請してください。【お問合せ先および申請先】

名称: 甲良町役場 建設水道課

住所: 滋賀県犬上郡甲良町大字在士350番地

電話番号: 0749-38-5068